

第16回 湖西市子ども・子育て会議（書面）の意見について

1 意見受付の状況

- (1) 意見の募集期間 令和2年8月3日（月）～令和2年8月14日（金）
（12日間）
- (2) 意見の提出者数 2人（男性 1人、女性 1人）
- (3) 意見の件数 4件
- (4) 提出方法の内訳

方法	郵送	F A X	電子メール	持参	電話	合計
人数	0	1	1	0	0	2

2 意見の内容と市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	湖西市内の低年齢児の入園希望が多い中、小規模保育事業所の開園は大変よいことだと思います。ですが、3歳児からの転園は、保護者の不安にならないようにしっかりと受け皿の確保が必要だと思います。 （園や保護者任せにならず、湖西市がきちんと責任をもって考えてほしいと思います。）	保育園の入園・転園では、その家庭の保育の必要性に応じて「利用調整指数」を付与します。この指数の高い児童から順に入園を決定していくこととなりますが、小規模保育事業所の卒園児には25点を加算しています。父母ともにフルタイムで働くお子さんの指数は42点であり、令和2年9月入園の調整をした際の最高点は63点でしたので、入所優先順位はかなり高いものとなるように調整していることとなります。また、2歳児の定員と比較すると、どの園も3歳児の定員が多くなっていますので、これまでに卒園児の入園ができなかったという事例はありません。今後も、小規模保育事業所の卒園児における転園先の確保について、配慮していきます。
2-1	吉美風の子保育園の保育士数は、「小規模保育事業所の利用定員の設定について」資料記載の配置数通りの人数と考えていいですか？ 10月から運営開始で年度途中となるが、保育士の年代、経歴等子供を安心して預けることができ	資料に記載しているのは、法令上の職員配置基準であり、この人数を配置することが、認可の最低条件となります。認可申請の書類上では保育士6人を配置することとなっていますので、基準の1.5倍の配置がされるという予定となります。国の基準を満たしていますので、子どもを安心して預けることができる体制であるという判断のもと「認可」を受けることとなります。真に『安心して預けることができる体制』とは保育士の年代や経歴等ではなく、園と保護者と子ども

	る体制が整っていると考えてよろしいですか？	もの相互の信頼関係が必要であると考えています。本園に限らずですが、保護者の皆さんには、入園申請をする前に園見学をするなどを通して園や保育士への理解を深めていただくことができるように、また園では保育士の資質向上をはかり、保護者や児童との信頼関係を構築していくことができるように、市としても協力・助言・指導をしていきたいと思っています。
2-2	開園の目的が、待機児童解消とあるが、現状の0～2歳児の待機児童数と開園による待機児童解消率はどのくらいですか？3歳児以降も保育園を利用する場合優先的に転園できるとのことですが、3歳児から保育園に通わせようと考えている家庭が子供を入園させるのが難しくなりませんか？3～5歳児の待機児童の現状と上記のように入園しにくくなるなら対策はありますか？	令和2年4月1日現在の待機児童数※は7人で、1歳児1人、2歳児3人、3歳児3人が内訳となります。単純計算では、この小規模保育事業所の開園で1歳児と2歳児の待機児童は解消されることになります。解消率といった指標は存在しませんが、7人から3人に減ったということで、強いと言えば、解消率は57%ということになります。しかし、同日現在でいわゆる入所待ち児童と呼ばれるお子さんは109人います。湖西市では、令和3年4月に岡崎幼稚園を認定こども園化し、令和4年4月に民間保育園2園の開園が予定されており、施設整備の計画が進んでいます。待機児童、入所待ち児童の解消に向けて今後も対策を講じていきます。
2-3	「吉美風の子保育園の概要」と「湖西市子ども・子育て会議資料説明」に記載された0歳児と2歳児の数に違いがあります。どちらが正しいでしょうか？	資料説明が正しく、 0歳児 3人 1歳児 8人 2歳児 8人 となります。 概要が誤りでしたので、お詫びして訂正します。

※待機児童数とは

保育施設に入所申請をしており、入所の条件を満たしているにもかかわらず入所ができない状態にある児童のことで、「保護者が求職活動を休止している」「特定の保育所等を希望している」「育児休業中」などに該当する者を除く。